

島根県障害者スポーツ協会 2023 ボッチャ交流大会

～ 開 催 要 項 ～

1. 目 的

年齢・性別・障がいの種別に関わらず気軽に楽しめる「ボッチャ」を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、県内選手の交流を深めパラスポーツの普及振興を図ることを目的として開催します。

2. 主 催

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

3. 競技運営

島根県ボッチャ協会、島根県障がい者スポーツ指導者協議会

4. 期 日

令和5年7月15日（土）

【選手受付】9：00～9：30 【競技】10：00～16：00（予定）

5. 会 場

県立浜山体育館（カミアリーナ）

6. 競技規則・ルール

別紙「2023 ボッチャ交流大会競技規則」参照

7. 参加申込等について

- ・参加申込書（様式1）を本会あて提出してください。（郵送・FAX可）
- ・申込み締切 令和5年6月30日（金）必着
- ・申込みチームが多数となった場合は、参加チームを抽選により決定します。予めご承知おきください。

8. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み等

- ・マスクの着脱については、参加者それぞれの判断より行って差し支えありません。
- ・手洗い、アルコール消毒液による手指消毒にご協力ください。
- ・体温が37.5℃以上ある、のどの痛みがある、咳が出るなど症状がある方については、自主的に本大会への参加を見合わせてください。

9. 問い合わせ先

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5F

（公財）島根県障害者スポーツ協会担当 西山・周藤

Tel : 0852-20-7770 FAX : 0852-32-5982

E-Mail : info_office@spokyo.org

2023 ボッチャ交流大会 競技規則

1. 競技規則

本大会は「日本ボッチャ協会競技規則 2021-2024V. 1」並びに本大会申し合わせ事項に基づいて行う。

2. 参加資格

出場選手は、次のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 身体障がい者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (2) 知的障がい者は、厚生事務次官通知（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 条）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。
- (3) 精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

3. 参加区分

下記の 2 部門のいずれかを選択する（なお、障がい種別・男女・年齢では区別しない）

- (1) 立位の部（立った姿勢で競技を行う）
- (2) 座位の部（車いす等の座った姿勢で競技を行い、ランプの使用を認める）
※「立位」「座位」は競技時の状態を指し、平時の状態は問わない。

4. 服 装

運動に適した服装とする。

5. 招集・入退場

- (1) 招集は競技場内で行い、競技進行により放送で招集するので競技役員の指示に従う。
- (2) 招集完了時間は、試合開始の 10 分前とする。
- (3) 競技場への入退場は、競技役員の誘導により行う。

6. 練 習

受け付けを済ませた後、開会式の合図があるまではウォームアップコート内での練習を許可する。コートは当日指示する。

7. 競技方法

- (1) チーム編成
1 チームの編成は、プレーヤー 1 名以上 3 名以内とする。
- (2) コート
12.5m×6mのコートで行う。
選手は 2.5m×3mスローイングボックス内でプレーする。
- (3) 用 具
 - ① ボールは皮革製で周長直径 270±8 mm、重さは 275±12 g とし、主催者側で用意する。
 - ② ジャックボール 1 球と赤・青のカラーボールそれぞれ 6 球の 13 球使用する。
 - ③ ランプは主催者側で用意したものを使用するか、選手個人のものを使用してもよい。ただし、ランプのサイズは支柱を含め最大にした状態で 2.5m×1mに収まる範囲の大きさをなければならない。また、ボールを射出するような装置や照準器を取り付けてはならない。
- (4) 競技の流れ
 - ① 赤・青チームをじゃんけんかコイントスなどで決める。
 - ② チームごとに赤または青のスローイングボックスに入って投球する。自チームのスローイングボックス内であればどこから投げてもよいが、投球時に体やランプがスローイングラインを踏んではならな

- い。
- ③ 先攻（赤チーム）の1番目の人がジャックボールを投げ、次に赤ボールをジャックボールに近づけるように1球投げる。
 - ④ 後攻（青チーム）の1番目の人がジャックボールに近づけるように1球投げる。
 - ⑤ ④以降、ジャックボールに遠いチームが審判の指示板に従って順番に投球する。
 - ※ 自チームの指示板が出ている時は、チーム内でどこに投げるか相談するなどコミュニケーションを取ったり、審判の許可を得てコート内を見に行ってもかまわない。
 - ⑥ ジャックボールから遠いチームの手持ちボールがなくなったら、ジャックボールに近いチームの手持ちボールがなくなるまで投げる。
 - ⑦ 投球したボールが外に出た場合は、アウトボール（エンドが終了するまでコートの外に置く）となる。
 - ⑧ ジャックボールが当てられて外に出た場合はクロスに戻される。
 - ⑨ 赤・青両チームのすべての手持ちボールを投球し終わったら得点を数え、1エンドが終了となる。
 - ⑩ 1エンドの得点の付け方
 - a. ジャックボールの一番近くにボールがあるチームが勝ちとなる。
 - b. ジャックボールの一番近くにある、負けたチームのボールまでの距離を半径として円を描く。その中に勝ったチームのボールが何個入っているかを数えて、その数を得点とする。
 - c. 赤・青共に同じ距離にあればそのボールの数を両チームの得点とする。
 - ⑪ 2エンド目以降は、エンドごとに先攻・後攻を入れ替えて競技を行う。
 - ⑫ 試合は4エンド行い、その合計得点により勝敗を決定する。得点合計が同点の場合は再度先行後攻を決め、ジャックボールをクロスに置いて両チームが1球を投げジャックボールにより近いチームを勝ちとする。（タイブレーク）
 - ⑬ 1試合につき、第2エンドの時点で試合時間が30分を超える場合は第3～4エンドを行わず、第2エンド終了時の得点によって勝敗を決定する。
 - ⑭ 「立位の部」「座位の部」ごとにトーナメント（勝ち抜き戦）を行う。ただし、参加選手数等によってはリーグ戦への移行や試合エンド数の調整を行う。

8. その他

（1）競技補助者について

必要に応じて選手1名につき競技補助者を1名置くことができる。ただし、競技補助者は原則として競技中は選手の指示によって動き、ランプの移動や調整に際してコート内を見てはならない。

《コート図示》

